

# 平成20年第7回教育委員会記録

平成20年5月14日(水)

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

日 時 平成20年5月14日(水)午後2時00分～午後2時35分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 職務代理者 大藏 雄之助  
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ  
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教育人事企画 種村 明頼

教育委員会事務局事務統括指導主事 筒井 鉄也 学務課長 加藤 貴幸

社会教育課長 森田 師郎 郷土博物館長 村上 茂

済美教育センター所長 小澄 龍太郎 済美教育一 坂田 篤  
副所長

中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一  
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 6名

### 会議に付した事件

#### (議案)

- (1) 議案第47号 異議申立て(自己情報非開示決定処分)に対する決定について
- (2) 議案第48号 異議申立て(情報非公開決定処分)に対する決定について

#### (報告事項)

- (1) 平成20年度教員新規採用状況について
- (2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧

(3) 平成20年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について

## 目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案審議

議案第47号 異議申立て（自己情報非開示決定処分）に対する決定に  
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第48号 異議申立て（情報非公開決定処分）に対する決定につい  
て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

### 報告事項

(1) 平成20年度教員新規採用状況について・・・・・・・・・・ 8

(2) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・ 9

(3) 平成20年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事  
務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

**委員長** ただいまから平成20年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が2件、報告が3件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第47号「異議申立て（自己情報非開示決定処分）に対する決定について」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、ただいま上程になりました議案第47号「異議申立て（自己情報非開示決定処分）に対する決定について」、ご説明を申し上げます。

平成19年7月5日に、区立小学校に勤務する県費負担職員である学校事務職員から、人事考課に伴う自己情報の開示請求書が出されました。それに対しまして、一部文書につきましては個人の評価・指導に関する情報であるため、杉並区個人情報保護条例第18条の2第1項第5号に該当し、本人に知らせないことが明らかに正当であると認められるものであることから、また、その他の文書につきましては、文書が存在しないことなどの理由により、平成19年7月27日に一部開示の決定をいたしました。この決定に対しまして、開示請求をした文書類の一部に対する非開示決定処分の取り消しを求めて、平成19年9月13日に異議申立てがなされたものでございます。

その後、杉並区情報公開・個人情報保護審査会におきまして審議がなされました。この間、教育委員会からは理由の説明書を、また、申立人からは意見書を提出し、平成20年1月22日には申立人の意見聴取と実施機関の説明聴取、審査会による職権による調査も行われてございます。2月29日には、実施機関から理由の再説明書を、また、3月13日には申立人から再意見書が提出されてございます。また、開示請求の対象情報の特定について一部整理をした結果、申立人の2月22日の補正に基づき、3月3日に一部文書を追加で開示するなどの変更の可否決定を行ってございます。

その結果、本年4月17日に審査会より答申が出されております。答申につきましては、議案の資料として添付してございますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

なお、申立人につきましては、この後に上程が予定されている議案第48号にかかわる異議申立人と同様であることや、趣旨・内容等から、両案件を併合して審査がなされてございます。

この答申を受けまして、教育委員会として異議申立てに対する決定を行うため議案を提出するものでございます。

議案を朗読いたします。

議案第47号、「異議申立て（自己情報非開示決定処分）に対する決定について」。右の議案を

提出する。平成20年5月14日。提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。

決定、異議申立人が、平成19年9月13日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申立てを棄却する。

理由、本件異議申立ては、異議申立人がした平成19年7月5日付けで杉並区教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行い、平成20年2月22日付けで請求対象情報の補正を行った、ア、11月10日以前に、校長が区教育委員会に提出した「報告書」（11月10日の松井係長による指導実施の前提になったもの）及び異動に係る「人材情報シート」、イ、11月10日に松井係長等が行った指導の「記録」、エ、12月27日種村指導室長が行った事情聴取・指導の「記録」、オ、12月28日校長が行った面接指導の「記録」及びその後書き直し訂正した「報告書」、カ、校長が作成した「育成シート」、キ、都教委による異動ヒアリングにおいて、区教育委員会が提出した異動に関する区教委の「意見」、ク、1月25日に種村指導室長が行った面接指導の「記録」、ケ、1月25日の指導室長の面接指導後、校長が行った面接の「記録」及びその後書き直し訂正し提出した「報告書」、コ、2月28日の苦情申立を受け、区教委指導室長が本人に対して3月26日に行った事情聴取の「記録」、サ、評価結果に係る苦情相談調査票、シ、区教委指導室長（当時）が校長に対して行った事情聴取の後に、校長が書き直し訂正した「報告書」（指導室長が校長に対して行った事情聴取の時期は、平成19年3月26日に指導室長が本人に対して行った事情聴取の後）（以下あわせて「本件情報」という。）の開示請求に対して、実施機関が平成19年7月27日付けで行った一部開示決定の取消しを求めたものである。

本件異議申立てに対する決定に当たっては、杉並区個人情報保護条例第25条の規定に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申を尊重して審理を行った。

その結果、本件処分は、別添審査会答申（平成20年度答申第1号）のとおり、条例に反する違法又は不当な点はないことから、審査会の判断と同様に、本件異議申立てには、理由がないものと認められる。

よって、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成20年5月 日、杉並区教育委員会。

提案理由、杉並区個人情報保護条例に基づく教育委員会への異議申立てについて、杉並区情報公開・個人情報保護審査会から、答申が出され、処分庁として決定を下す必要がある。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**委員長** わかりました。

では、ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**大蔵委員** 48号と一緒にやるほうがいいのではないですか。別にしたほうがいいんですか。

**委員長** 47号について最初お願いしたんですけれども、意見とすれば別々でよろしいですね。

**庶務課長** 申立人は同じですけれども、案件は違いますので、47号でお願いします。

**大蔵委員** これは、教育委員会で決定をするわけですが、その後また行政訴訟とか、そういうことがあり得るわけですか。

**庶務課長** その可能性はあると思います。

**宮坂委員** 相手の出方によっては、これが最後というわけじゃないんですね。ここで棄却するというので、これで全部終わりということじゃないわけですね。

**庶務課長** 手続としては、大蔵委員のほうからご指摘のあったような訴訟ということもあり得ます。棄却という手続の後に申立人のほうからそういったことも考えられます。

**宮坂委員** 可能性としてはあるんですね。

**委員長** ほかにございませんか。

**大蔵委員** 教育委員会の手続としては、この審査会にかけて答申をもらって、それで決定に基づいてやるということですから、私は問題はないと思います。

**委員長** ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

**委員長** では、議案第47号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第47号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第2、議案第48号「異議申立て(情報非公開決定処分)に対する決定について」を上程し、審議いたします。

庶務課長、同様にご説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。

平成19年7月10日に区立小学校に勤務する県費負担職員である学校事務職員、47号と同じ方ですが、その勤務する同小学校を利用しているサッカークラブから、同クラブが使用した石灰の代金として受領していた謝礼金の収支が書かれている出納簿及びその小学校の入学式、卒業式のたびに受付で受領していた祝儀の収支が書かれている出納帳について、情報公開請求が出されてございます。

これに対しましても、ともに文書不存在であることを理由に公開できないとする決定、これを教育委員会のほうで行ってございます。この決定に対しまして、非公開決定処分の取り消しを求

めて、平成19年9月13日、異議申立てがなされたものでございます。

その後の審査会の審議経過では、実施機関からの理由再説明書、申立人からの再意見書の提出を除き、議案第47号に係る異議申立てに対するものと同様の手続がなされてございます。

その結果、これも本年4月17日に同審査会より答申が出されております。答申につきましては議案の資料として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

この答申を受けまして、教育委員会として異議申立てに対する決定を行うため、議案を提出するものでございます。こちらのほうも議案を朗読させていただきます。

議案第48号「異議申立て（情報非公開決定処分）に対する決定について」。右の議案を提出する。平成20年5月14日。提出者、杉並区教育委員会教育長、井出隆安。

決定、異議申立人が平成19年9月13日付けで提起した異議申立てについて、次のとおり決定する。

主文、本件異議申し立てを棄却する。

理由、本件異議申立ては、異議申立人がした平成19年7月10日付けで杉並区教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して行った、1．平成18年12月10日ごろ、主事が校長に渡した、サッカークラブから石灰代として受取り続けていた謝礼金の収支が書かれている「出納簿」、2．入学式、卒業式のたびに、受付で受領し続けていた御祝儀の収支が書かれている「出納帳」（以下あわせて「本件情報」という。）の公開請求に対して、実施機関が、平成19年7月14日付けで、本件情報は不存在であるとして公開できないとした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めたものである。

本件異議申立てに対する決定に当たっては、杉並区情報公開条例第14条の規定に基づき、杉並区情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申を尊重して審理を行った。

この結果、本件処分は、別添の審査会答申（平成20年度答申第2号）のとおり、条例に反する違法又は不当な点はないことから、審査会の判断と同様に、本件異議申立てには、理由がないものと認められる。

よって、行政不服審査法第47条第2項の規定を適用して、主文のとおり決定する。

平成20年5月 日、杉並区教育委員会。

とするものでございます。

提案理由、杉並区情報公開条例に基づく教育委員会への異議申立てについて、杉並区情報公開・個人情報保護審査会から、答申が出され、処分庁として決定を下す必要がある。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

**大蔵委員** これは全く別件になっておりますけれども、印象としては前の47号がありまして、それに教育委員会として事務局関係者がいろいろ聴取をしたり、話をしたりしたと。それに対して不満があって、公開されないとか、それから不存在であると言われたことに対して、不満があってこれが出てきたんじゃないかという印象を私は持つんですね。それで、不存在であるから公開できないとした決定に対して取り消しを求めたということは、この方はそういう書類は存在するはずであると言っているわけですか。

**庶務課長** ええ、申立書を拝見すると、そういった記述もございます。

**大蔵委員** この人は事務職員ですから、そういう何か行事があるときに受付で祝儀を持ってきた人の記録などを自分でとっていたということがあるんですか。

**教育人事企画課長** 自分で記録をとっていたということは聞いてございません。

**大蔵委員** これにつきましても、手続上は審査会にかけて、審査会で調査をした結果ですから、私どもは直接調査をするわけではありません。手続を完了しておりますので、このとおり決定することは異議がありません。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** では、お諮りします。議案第48号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

**委員長** 異議がございませんようですので、議案第48号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に日程第3、報告事項に入ります。

初めに、「平成20年度教員新規採用状況について」のご説明を教育人事企画課長からお願いいたします。

**教育人事企画課長** 「平成20年度教員新規採用状況について」、ご報告を申し上げます。

幼稚園につきましては1名の新規採用がございます。小学校ですが総計80名、内訳は全科で70名、そのうち区費教員が29名です。あと音楽2名、図工2名、養護教諭3名、特別支援3名でございます。中学校につきましては総計14名、内訳は国語2名、社会3名、理科1名、音楽1名、美術2名、保健体育1名、英語2名、養護教諭1名、特別支援1名でございます。

あと、今回の新規採用教員のうち期限付任用教員が小学校で9名、中学校で2名、合計11名でございます。この期限付任用教員につきましては、資料にもお示しさせていただきましたが、期限限定ということで、平成21年3月31日までの採用でございます。しかし、勤務状況が良好で、個人面接等学校からの評価がありますから、その辺が良好であれば、引き続きその学校で勤務をし

ていくということになります。

以上でございます。

**委員長** ただいまのご説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

**宮坂委員** この期限付任用教員は、そのときに希望があればさらに延長できるというお話でしたが、期間には限定はないんですか。何年でもできるんですか。

**教育人事企画課長** 今年採用の期限付任用教員につきましては、平成21年3月31日までという限定で採用しています。この教員につきましては、平成21年度教員採用選考を受けなければなりません。ただ、受けるに当たっては、先ほど申し上げましたように、個人面接と学校からの評価だけで、それが良好であれば合格ということになります。通常は筆記試験、また集団面接もこれに加味されるんですが、それが免除されるということになります。

**宮坂委員** 期間は限定ないんですね。成績がよければ何年でも。

**教育人事企画課長** 期限はもう、この来年3月31日まで限定です。それでもう終わりです。

**宮坂委員** その後の延長についての限定はないですか。

**教育人事企画課長** その後は教員採用選考に合格すれば、その次の年度からは正式に採用されていくということになります。

**宮坂委員** わかりました。

**委員長** これ経年的に大体どのぐらいなんですか。20年度の実数を示してあるんだけど、過去2年ぐらいの状況は。

**教育人事企画課長** 今年は95名ですが、昨年度は合計92名の新規採用教員の採用がありました。去年も区費教員がそれに含まれています。一昨年度は区費教員が含まれていませんので、合計で大体70名程度だったかと認識しております。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** どうもありがとうございました。

では、次に移ります。

「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」のご説明を、社会教育スポーツ課長からお願いします。

**社会教育スポーツ課長** それでは、私のほうからは、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、先月分をご報告させていただきます。

このたび新規は4件でございます。社会教育スポーツ課3件、中央図書館1件でございます。

1ページおめくりください。1つ目でございます。「ふれあい子どもまつり実行委員会」、代

表は大野さんでございますが、「平成20年度参加・体験・感動！ふれあいこどもまつり」というものでございます。期間は10月1日から翌年の3月22日までというものでございます。2点目、「日中交流コンサート実行委員会」、代表は斉藤さんでございますが、「日中交流コンサート」ということで杉並公会堂大ホール、7月19日に行うものでございます。3点目、「杉並区スポレク太極拳協会」、大木さんが代表でございますが、「第4回スポレク太極拳交流会」、荻窪体育館で行うものでございます。実施日は5月31日でございます。

恐れ入りますが6ページをご覧ください。中央図書館の1件でございますが、「科学読物研究会」、代表は榎本さんでございますが、「内山晟さん講演会」というもので、中央図書館の視聴覚ホールで行うものでございます。開催期間は6月15日ということになっております。

私のほうからは以上4件でございます。

**委員長** では、ただいまのご説明にご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

**委員長** どうもありがとうございました。

では、最後に「平成20年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について」のご説明を済美教育センター副所長からお願いします。

**済美教育センター副所長** それでは私から、「平成20年度小学校教科用図書及び特別支援教育教科書の採択事務について」、ご報告を申し上げたいと思います。

まず初めに、平成20年度の小学校教科用図書採択事務の流れについてご報告を申し上げます。

平成21年度から使用する小学校教科書の採択事務を本年度は行うことになっております。採択に関しましては、杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則、同調査事務処理要綱、同調査事務処理に関する手引に基づき、以下のとおり採択事務を行っていきたく存じております。

まず、杉並区教育委員会教育長が委嘱をした教科書調査委員会の委員、校長、副校長、主幹教諭、教諭、保護者、合計16名で構成されておりますが、教科書調査委員会が設置されます。その教科書調査委員会の内部に、調査委員長が推薦をして、教育長が委嘱をした校長、副校長、主幹教諭、教諭9名からなる種目別調査部会、これは9部会設置をされます。

この教科書調査委員会委員長が、まず5月7日に小学校に対して調査依頼を行っております。小学校に関しましては、5月8日から6月18日までにかけて、すべての教科書について調査・研究を行って、その結果を6月中旬までに教科書調査委員会に対して報告を行います。そして、種目別調査部会は5月から6月にかけて調査を行い、6月下旬に教科書調査委員会に対して、調査内容についての報告を行います。

また並行して、6月10日から7月4日にかけて、教科書見本展示会場、済美教育センターを含む5カ所において展示を行い、区民の意見をアンケートによって集約をし、それを教科書調査委員会が受け取ります。

これら小学校、種目別調査部会の調査結果、区民のアンケート等を参考にしながら、教科書調査委員会が調査・研究を行って、教育委員会に対して、7月下旬に報告を行う。このような流れになっております。

採択につきましては、教科用図書無償措置法施行令第13条に基づきまして、8月31日までに採択を行っていただくということになっております。

裏面をご覧ください。

続きまして、平成20年度特別支援教育教科書採択事務の流れにつきましてご説明を申し上げます。

こちらは、旧107条教科書と申していたものでございます。正式には、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書という形になっております。こちらも特別支援教育教科書調査委員会が教育長から委嘱されたメンバーによって、6月から7月の間、調査事務を行います。この調査報告は、6月に依頼を受けました区立の特別支援学校、特別支援学級の設置校で調査を行ったものを参考にして調査報告を行うということでございます。7月下旬には、杉並区教育委員会のほうに報告が行われます。こちらも先ほどと同様、8月31日までに採択を行っていただくという形になっております。

以上、ご報告を終わらせていただきます。

**委員長** では、何かご質問等がございましたらお願いします。

**安本委員** ちょっと聞き漏らしちゃったんですけども、保護者が入っている委員会というのは調査委員会の組織16人というところですか。

**済美教育センター副所長** はい。教科書調査委員会という組織の中に保護者を3名以内入れることに規則でなっております。

**安本委員** 一番上ですね、3名以内。

**済美教育センター副所長** 3名以内ということです。今年度は3名委嘱をいたしました。

**安本委員** 3名ですね、わかりました。

**宮坂委員** 誰を委嘱するというのは教育委員会の内部で決めるんですか。具体的な人員について。

**済美教育センター副所長** これは、規則では教育長が委嘱をするという形になっておりますので、この規則どおり、教育長の委嘱に基づきまして委員が構成されております。

ちょっと追加のご説明をよろしいでしょうか。

今、ご説明を申し上げました21年度から使用する小学校教科書につきましては、平成23年度に学習指導要領が改訂される関係で、2年間の使用の教科書を採択していただくという形になります。以上、追加のご説明でございます。

**大蔵委員** この分につきましては、現在行われている指導要領に基づくものですから、新しく教科書が全部審査されるということはないんですね。

**済美教育センター副所長** 規則上、すべての教科書について調査を行うという形になっておりますので、学校に対してはすべての教科書の調査を行ってくださいと調査委員会から依頼をしております。

**大蔵委員** いやいや、文科省の教科書検定調査審議会での審査のことです。

**済美教育センター副所長** 検定でございますか。

**大蔵委員** 検定はないということですね。

**済美教育センター副所長** はい、ないということでございます。

**委員長** これ前回の流れと比べ、それから変わった部分というのはどこなんですか。

**済美教育センター副所長** 特に変わってはいないんですけども、教科書の見本展示会場が4カ所から5カ所に広がったということです。

**委員長** どこが入ったんですか。

**済美教育センター副所長** 西荻図書館であったと記憶しております。それと、小学校の見本展示会場ですけども、従前は4つの小学校を展示会場としていたんですが、これをすべての小学校を巡回する形で展示を行うという形に方式を変更いたしました。

**委員長** はい、わかりました。特別支援教育のほうは変わらないですか。

**済美教育センター副所長** 特別支援教育教科用図書のほうに関しましては変更ございません。

**大蔵委員** 教科書の内容は、前回検定が終わりまして、その後、教科書会社が自主的に直したものの、または文科省と相談をして直したものが一部あるだけであって、骨格は変わらないということですね。

**済美教育センター副所長** はい、変更はございません。

**委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声)

**委員長** よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程はすべて終了しましたが、庶務課長、ほかにございましたら。

**庶務課長** 次回の日程でございますが、5月28日水曜日、午後2時から定例会を予定してござい

ます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**委員長** では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。